

平成 30 年度放射線対策委託費（放射線安全規制研究戦略的推進事業費）
公募説明会 Q&A 集

原子力規制庁放射線防護グループ
放射線防護企画課

【公募要項：重点テーマと事業規模】

Q: 事業規模及び採択件数について、どのように考えればよいか。

A: 平成 30 年度の新規課題の予算としては、約 5000 万円を考えております。採択件数については、公募要項に記載しているとおりの数件程度を予定しております。なお、第 57 回規制委員会の場で、同様のやりとりをしておりますので、こちらも御参考にしてください。

【第 57 回規制委員会：<http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/>】

【研究計画書：主任研究者（分担研究者）及び経理担当者】

Q: 様式 2 の 1 ページ目【2】の欄の一番左が「主任研究者」となっているが、これは「分担研究者」の間違いか。

A: 大変申し訳ございません。「分担研究者」の間違いです。修正版の様式をホームページにアップロードいたします。また、修正前の様式で提出いただいても、受理いたします。

Q: 様式 1 の 10 ページ目及び様式 2 の 7 ページ目にある、「平成 30 年度の本事業及び他の研究事業等への申請状況」には、研究計画書の提出時点での申請状況を記載するのか。

A: 研究計画書の提出時点の申請状況を記載してください。

【研究計画書作成要領：主任研究者（分担研究者）及び経理担当者】

Q: 何年か継続して事業を行う場合、途中で応募書類に記載した主任研究者・分担研究者を変更することは可能か。また、事業の途中で主任研究者・分担研究者の所属・肩書き等が変わった場合は、どの様に対応すれば良いか。

A: 事業の途中で、主任研究者については原則、変更できませんが、分担研究者の変更は可能です。変更を行う場合は、事前に事務局に御相談ください。また、事業の途中で所属・肩書きが変更になった場合は事務局に御相談ください。

【研究計画書作成要領：研究の概要・目的・成果・方法等】

Q： 分担研究者の研究計画書の中で、「【3】研究の概要・目的・成果・方法等」には、分担研究者の研究項目に係る内容のみを記載するのか、それとも主任研究者及び他の分担研究者の研究項目を含めた事業全体に係る内容を記載するのか。

A： 分担研究者の研究項目に係る内容を記載してください。

Q：研究事業の一環として、外部専門家を招いた検討会を開催することは可能か。また検討会に参加する外部専門家は、応募時に研究協力者として全員登録する必要があるか。

A：開催は可能です。また、応募時に研究協力者として申請してください。ただし、採択後に研究協力者を追加・変更することは可能です。

Q：分担研究者の研究計画書の中で、「⑤研究の実施体制」の分担研究者の表には、何を記載するのか。

A：何も記載いただかなくても結構です。

Q：分担研究者の研究計画書の中で、「⑤研究の実施体制」の研究協力者及び研究参加者の表には、分担研究者の研究項目に係る研究協力者及び研究参加者を記載するのか。それとも、主任研究者及び分担研究者を含めた事業全体に係る研究協力者及び研究参加者を全員記載するのか。

A：分担研究者の研究項目に係る研究協力者及び研究参加者のみを記載してください。

【研究計画書作成要領：研究経費・申請状況・過去の実績等】

Q：委託事業事務処理マニュアル33ページに記載されている一般管理費と間接経費の違いを教えてください。

A：本事業における費用の項目は、研究計画書作成要領の6ページ目に記載されているものが全てです。したがって、本事業では一般管理費という項目は使用いたしません。なお、委託事業事務処理マニュアルは、一般的な委託契約におけるマニュアルであり、本事業の参考に資するために示しているものです。

Q：研究協力者及び研究参加者も research map に登録が必要か。

A：research map への登録は御協力をお願いするもので、応募に不可欠なものではございません。もし、応募前に登録することが難しいようであれば、登録せずに応募いただいても結構です。

以上